

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 による嵩上げ措置の継続等に関する決議

地方にとって、道路整備は、人々の新しい流れを創出するとともに、産業の生産性向上を支え、我が国の成長力強化に資する地方創生の礎となるものである。

しかしながら、道路整備については、高速道路等のミッシングリンクなどその整備水準に係る地域間格差の解消、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化対策等が喫緊の課題となっているところであり、その解決に向けては長期安定的な対策が必要不可欠となっている。

このような中で、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置は、平成 29 年度までの時限措置とされているところであり、今後、地方が真に必要とする道路整備の停滞が強く懸念されるところである。

よって、国は、迅速かつ着実な道路整備が推進されるよう、道路関係予算の総額を確保するとともに、同法による嵩上げ措置の平成 30 年度以降の継続及び拡充を講じるよう強く要請する。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会